

令和2年度

健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書

大和市監査委員

令和3年8月17日

大和市長 大 木 哲 様

大和市監査委員 佐 藤 光 徳

大和市監査委員 青 木 正 始

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

《 目 次 》

○健全化判断比率審査

| | | |
|---|----------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 3 |
| 2 | 審査の対象 | 3 |
| 3 | 審査の期間 | 3 |
| 4 | 審査の主な着眼点 | 3 |
| 5 | 審査の方法等 | 3 |
| 6 | 審査の結果 | 3 |

○資金不足比率審査

| | | |
|---|----------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 5 |
| 2 | 審査の対象 | 5 |
| 3 | 審査の期間 | 5 |
| 4 | 審査の主な着眼点 | 5 |
| 5 | 審査の方法等 | 5 |
| 6 | 審査の結果 | 5 |

○健全化判断比率審査

1 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく審査
(大和市監査基準に準拠して実施)

2 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）
上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和3年7月21日から8月13日

4 審査の主な着眼点

- ・健全化判断比率の算定は適正に行われているか
- ・健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか

5 審査の方法等

審査は、提出された各比率とそれぞれの算定書類とを照合するとともに、必要に応じて関係職員から説明を徴取して行った。

6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、本市の健全化判断比率の各指標は次のとおりである。

(単位：%)

| | 本市の状況 | | 早期健全化 基 準 | 財政再生 基 準 |
|----------|-------|------|--------------|-------------|
| | 2年度 | 元年度 | | |
| 実質赤字比率 | — | — | 11.39 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | — | — | 16.39 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | 1.8 | 1.2 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | 39.2 | 38.2 | 350.0 | |

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は、「—」を表示

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、令和2年度実質収支が黒字であったため該当がなかった。また、実質公債費比率については、1.8%（対前年度比0.6ポイント増加）、将来負担比率については、39.2%（対前年度比1.0ポイント増加）となっており、いずれも早期健全化基準を下回っている。引き続き、各指標の分析により自らの財政状況を正確に把握し、健全な財政運営が行われるように努めることを望むものである。

参考

○実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
本市においては、一般会計が対象となる。

○連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
本市においては、上記に記述した実質赤字比率に算入した一般会計以外に国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、病院事業会計及び下水道事業会計が対象となる。

○実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率（3カ年平均）
上記に記述した連結実質赤字比率に算入した全会計以外に一部事務組合等が対象となるため、本市においては、広域大和斎場組合が含まれる。

○将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
上記に記述した実質公債費比率に算入した全会計以外に地方三公社や第三セクター等が対象となるため、本市においては、大和市土地開発公社が含まれる。

○資金不足比率審査

1 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく審査
(大和市監査基準に準拠して実施)

2 審査の対象

資金不足比率
上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和3年7月21日から8月13日

4 審査の主な着眼点

- ・資金不足比率の算定は適正に行われているか
- ・資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか

5 審査の方法等

審査は、提出された比率とそれぞれの算定書類とを照合するとともに、必要に応じて関係職員から説明を徴取して行った。

6 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、本市の資金不足比率の指標は次のとおりである。

(単位：%)

| | 本市の状況 | | 経営健全化 基準 |
|---------|-------|-----|-------------|
| | 2年度 | 元年度 | |
| 病院事業会計 | — | — | 20.0 |
| 下水道事業会計 | — | — | 20.0 |

※資金不足額がない場合は、「—」を表示

※下水道事業会計は、令和2年度から公営企業会計に移行（それまでは下水道事業特別会計）

資金不足比率については、病院事業会計及び下水道事業会計ともに資金不足が生じていないため該当がなかった。

今後も良好な経営状態を維持するため、引き続き効率的で健全な運営に努められたい。

参考

○資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

本市においては、病院事業会計及び下水道事業会計が対象となる。